

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 青梅秩父線
- 三 道路の区域

新 B	旧 A	旧 新 別
飯能市大字上名栗字沢口一二九〇番二二地先から同市大字上名栗字沢口一二九〇番二二地先まで	飯能市大字上名栗字沢口一二九〇番二〇地先から同市大字上名栗字沢口一二九〇番五地先まで	区 間
一七・〇九 二五・五〇	七・六六 一一・五三	敷地の幅員 (メートル)
二八・九〇	九一・三〇	延長 (メートル)
<p>緊急地方道路整備工事による。          なお、旧Aは道路法第九十二条第四項の規定に基づき交換の用に供する。</p>		備 考